6　被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請国の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請国の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請国の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

第六条　海外における租税に関する調査

1　被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国内における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請国の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請国が行う。

第七条　要請を拒否することができる場合

1　被要請国の権限のある当局は、次の場合には、支援を拒否することができる。

(a)　要請がこの協定に従って行われていない場合（第五条5に規定する要件が満たされていない場合を含む。）

(b)　要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合

2　被要請国は、要請された情報が要請国の領域的管轄内にあったとしても要請国の権限のある当局が要請国の法令に基づいて、又は要請国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができない場合には、当該情報を入手し、又は提供することを要求されない。

3　この協定は、締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この3の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条1(a)に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請国は、要請国が要請国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、その要請を拒否することができる。

第八条　秘密

1　この協定に基づき両締約国の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

2　1に規定する情報は、第一条に定める目的に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、両締約国内にあるものに対してのみ開示することができるものとし、これらの者又は当局は、当該目的のためにのみ当該情報を使用することができる。当該情報は、当該目的のため、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1に規定する情報は、被要請国の権限のある当局の書面による明示の同意なしに、第一条に定める目的以外の目的のために使用することができない。

4　1に規定する情報は、非締約国内にある者又は当局に開示することができない。

第九条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国の権限のある当局の間で合意される。

第十条　相互協議手続

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は解釈に関し困難又は疑義が生ずる場合には、その問題を合意によって解決するよう努める。

2　両締約国の権限のある当局は、1に規定する合意に加え、第五条及び第六条の規定の適用のための手続について相互に合意することができる。

3　両締約国の権限のある当局は、この条の規定に基づく合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第十一条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十二条　効力発生

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

第十三条　終了

1　この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

2　1に規定する書面による終了の通告を受領した後、この協定は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日に効力を失う。

3　この協定が終了する場合においても、各締約国は、この協定に基づき当該締約国が提供し、及び受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年七月五日にファドーツで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
梅本和義

リヒテンシュタイン公国政府のために
クラウス・チュッチャー

○農林水産省告示第二千五百八十九号

水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）第九条の規定に基づき、漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣　郡司　彰

総トン数二十トン以上の漁船の船長は、水産資源保護法施行規則第九条の規定により、次の表の上欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、農林水産大臣に報告しなければならない。

報告すべき事項	期限
1　底びき網、まき網又はごち網の網の部分の全てを流失した場合には、次に掲げる事項 一　流失の日時及び流失時における漁船の位置 二　流失した漁具の種類及び量 三　流失の状況及び理由 四　流失を防止するために講じていた措置	当該漁具を流失した航海の終了後三十日以内
2　刺し網、かご又は筒の一連を流失した場合には、次に掲げる事項 一　流失を確認した日時及び流失した漁具を敷設した位置 二　流失した漁具の種類及び量 三　流失の状況及び理由 四　流失を防止するために講じていた措置	当該漁具の流失を確認した航海の終了後三十日以内